3　医療観察通院精神療法（１回につき）

イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条又は第29条の２の規定による入院措置を経て退院した患者であって、都道府県、保健所を設置する市又は特別区が作成する退院後に必要な支援内容等を記載した計画に基づく支援期間にあるものに対する、当該計画に基づく療養を担当した実績がある精神科の医師が、通院対象者に対して医療観察通院精神療法を行った場合　660点

ロ　イ以外の場合で、法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日において、60分以上行った場合　540点

ハ　イ又はロ以外の場合

⑴・⑵　（略）

注１～注４　（略）

注５　ハの⑴については、抗精神病薬を服用している通院対象者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、医療観察特定薬剤副作用評価加算として、月１回に限り所定点数に25点を加算する。

4　医療観察認知療法・認知行動療法（１日につき）

イ　医師による場合　480点

（削る）

ロ　医師及び看護師が共同して行う場合　350点

注１～注３　（略）

5～6　（略）

7　医療観察精神科ショート・ケア（１日につき）

イ　（略）

ロ　（略）

注１～注５　（略）

注６　イについては、40歳未満の通院対象者に対して、当該通院対象者と類似の精神症状を有する複数の患者と共通の計画を作成し、当該計画について文書により提供し、当該通院対象者の同意を得た上で、当該計画に係る複数の患者と同時に医療観察精神科ショート・ケアを実施した場合に、前期通院対象者通院医学管理料を算定する期間を限度として、週１回に限り、疾患別等専門プログラム加算として、所定点数に200点を加算する。ただし、精神科の医師が特に必要性を認めた場合は、中期通院対象者通院医学管理料を算定する期間を限度として、更に週１回かつ計20回に限り算定できる。

8～10　（略）

11　医療観察精神科訪問看護・指導料

イ　（略）

ロ　削除

ハ　（略）

3　医療観察通院精神療法（１回につき）

（新設）

イ　法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日において、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医等が医療観察通院精神療法を行った場合　600点

ロ　イ以外の場合

⑴・⑵　（略）

注１～注４　（略）

注５　ロの⑴については、抗精神病薬を服用している通院対象者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、医療観察特定薬剤副作用評価加算として、月１回に限り所定点数に25点を加算する。

4　医療観察認知療法・認知行動療法（１日につき）

イ　地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合　500点

ロ　イ以外の医師による場合　420点

ハ　地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医と看護師が共同して行う場合　350点

注１～注３　（略）

5～6　（略）

7　医療観察精神科ショート・ケア（１日につき）

イ　（略）

ロ　（略）.

注１～注５　（略）

（新設）

8～10　（略）

11　医療観察精神科訪問看護・指導料

イ　（略）

ロ　医療観察精神科訪問看護・指導料⑵　160点

ハ　（略）